

# 基山町農業委員会会議録

令和4年5月6日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者13名 欠席者1名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	平 野 守	出席	8	酒 井 敏 幸	出席
2	寺 崎 和 美	出席	9	村 山 孔 治	出席
3	大 村 和 則	欠席	10	天 本 三 雄	出席
4	内 山 哲 夫	出席	11	水 田 久 男	出席
5	木 原 秀 樹	出席	園部	松 野 孝 敏	出席
6	坂 口 謙 二	出席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	大 久 保 利 治	出席	長野・小倉	重 松 謙 司	出席

本会の書記 大石正芳

## 審 議 事 項

第13号議案	農地法第3条の規定による許可申請	2件
第14号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	8件
報告第12号	農地法第3条の3第1項の規定による届出受理報告	1件
報告第13号	農地法第4条第1第8項の規定による届出受理報告	1件
報告第14号	農地法第5条第1第7項の規定による届出受理報告	2件
報告第15号	農地転用届出に係る事業計画変更届出受理報告	1件
その他(1)	農業振興地整備計画の変更について	2件
その他(2)	令和4年春季農作業標準賃金について	

審議開始 9時00分

審議終了 10時45分

## 令和4年5月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和4年第5回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、1番委員と2番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請がありましたので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

**事務局 議案第13号1番朗読**

この件につきましては譲受人が有機栽培の果樹園を開始されるため、所有権移転を申請するものです。移転後も畑として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人の事業計画から、既存の果樹を活かし、段階的に植樹していくことから農地すべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が当該農作業を行う必要がある限り農作業に従事することから、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係については、今回の申請農地を含めた、耕作する農地の合計面積が3,016㎡となることから、下限面積である3反要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は畑として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、第2区小松集落付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

**2番委員**

問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第13号1番について許可したいと思いますと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第13号1番について、全員一致で決定します。

次に、議案第13号2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第13号2番朗読

この件につきましては農地所有適格法人が経営規模を拡大するため、所有権移転を申請するものです。移転後も畑として利用されます。

農地所有適格法人要件については、当該法人は株式会社であり法人形態要件、主たる事業が農業であることから事業要件、農業関係者が総議決権の過半を占めることから議決権要件、役員の過半が農業の常時従事する構成員であることから役員要件の4要件すべてを満たしております。

農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、すべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係については、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が16,639㎡となり、下限面積である3反要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は畑として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、第2区黒目牛集落付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

問題ないと思われませぬ。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第13号2番について許可したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

## 議 長

議案第13号2番について、全員一致で許可したいと思います。  
次に、議案第14号農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計画の決定を求めます。それでは事務局より説明をお願いします。

## 事務局 議案第14号1番朗読

この件につきましては、相手方の要望のため賃貸借権を設定するものです。  
期間は3年です。賃借料は1筆当たり10,000円です。場所は、第1区鎮西隈集落付近にある圃場です。

## 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

## 10番委員

周辺農地の所有者と情報共有し耕作されます。問題ないと思われま

## 議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第14号1番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

## 議 長

議案第14号1番について、全員一致で決定します。  
次に、議案第14号2番について、事務局より説明をお願いします。

## 事務局 議案第14号2番朗読

この件につきましては、相手方の要望のため使用貸借権を設定するものです。  
期間は5年です。場所は、第4区才ノ上集落付近にある圃場です。

## 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

## 6番委員

手広く農業をされていますので、問題ないと思われま

**議 長**

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第14号2番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議 長**

議案第14号2番について、全員一致で決定します。

次に、議案第14号3番について、事務局より説明をお願いします。

**事務局 議案第14号3番朗読**

この件につきましては、相手方の労力不足のため使用貸借権を設定するものです。期間は1年です。場所は、第4区辻集落付近にある圃場です。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

**5番委員**

畑で作物を栽培されます。問題ないと思われそうです。

**議 長**

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第14号3番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議 長**

議案第14号3番について、全員一致で決定します。

次に、議案第14号4番から8番については再設定ですので朗読は省略します。それでは事務局より説明をお願いします。

**事務局 議案第14号議案4番から8番朗読省略**

4番につきましては、相手からの要望により賃貸借権を再設定するものです。期間は3年です。賃借料は10a当たり5,000円です。場所は、第7区野口集落付近にある圃場です。

5番につきましては、相手からの要望により賃貸借権を再設定するものです。期間は5年です。賃借料は10a当たり米20kgです。場所は、第1区鎌裏集落付近にある圃場です。

6番につきましては、任期満了に伴い使用貸借権を再設定するものです。期間は5年です。場所は、1区三ヶ敷集落付近にある圃場です。

7番につきましては、相手からの要望により使用貸借権を再設定するものです。期間は3年です。場所は、第1区正応寺落付近にある圃場です。

8番につきましては、相手からの要望により使用貸借権を再設定するものです。期間は2年です。場所は、第3区向井平原集落付近にある圃場です。

#### 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

#### 各担当地区委員

任期満了に伴う再設定ですが借受人はそれぞれ農地の管理をしっかり行い営農を継続しているため、権利を再設定して問題ないと思われる。

#### 議 長

意見はありませんか。ないようでしたら議案第14号4番から8番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

#### 全員挙手

#### 議 長

議案第14号4番から8番について、全員一致で決定します。

次に、報告第12号農地法第3条の3第1項の規定による農地の相続について届出があったので受理したことを報告します。事務局より説明をお願いします。

#### 事務局 報告第12号朗読

この件につきましては、申請人が相続により農地を取得するものです。令和4年4月22日付けで受理通知書を交付しております。場所は、第4区仁連寺

集落側付近の圃場です。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。ないようでしたら報告第12号について受理したいと思いますが、賛成の方は挙手を願います。

**全員挙手**

**議 長**

報告第12号について、全員一致で認定します。

次に、報告第13号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用について届出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

**事務局 報告第13号**

この件につきましては、申請人の所有する圃場を住宅敷地に接続する道路に転用するものです。令和4年4月5日付けで受理通知書を交付しております。場所は、第5区长田集落付近の圃場です。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

**議 長**

意見がないようでしたら報告第13号を終わります。

次に、報告第14号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用について届出がありましたので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

**事務局 報告第14号1番**

この件につきましては、申請人が使用貸借した農地に専用住宅を建設するものです。令和4年4月5日付けで受理通知書を送付しております。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようでしたら報告第14号1番を終わります。

次に、報告第14号2番について届出がありましたので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

#### **事務局 報告第14号2番**

この件につきましては、申請人が使用貸借した農地に専用住宅を建設にするものです。令和4年4月5日付けで受理通知書を送付しております。

#### **議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようでしたら報告第14号2番を終わります。

次に、報告第15号農地転用事業計画変更届出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

#### **事務局**

この件につきましては、令和4年1月24日付けで建売住宅4棟建設の内容で受理通知書を送付していましたが、事業遂行前に土地の買い手がついたため、建売住宅2棟、分譲地2区画と事業内容を変更するものです。令和4年4月22日付けで受理通知書を送付しております。

#### **議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようでしたら報告第15号を終わります。

次に、その他(1)農業振興地域整備計画の変更申出があったので意見を求めます。事務局から説明をお願いします。

#### **事務局 その他(1)1番 朗読**

この件につきましては、資材置き場建設のため当該農地を農業振興地域の農用地区域から除外するものです。申請農地面積は1,573㎡です。この計画変更について農業委員の意見を求めます。場所は、第1区鈴町集落付近にある圃場です。

#### **議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

#### **各委員**

農地の南側は圃場と道路の高さが2m近く高低差がありますが、2トントラ

ツクの出入りは大丈夫ですか。

周辺農地所有者の許可は受けていますか。

北側に水路があり下流の農地に影響がないようにしてください。

議 長

他に意見はありませんか。意見がないようですので、事務局は今回出た意見をまとめて意見書を作成し提出をして下さい。次にその他（１）２番の意見を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 その他（１）２番 朗読

この件につきましては、認定こども園建設のため当該農地を農業振興地域の農用地区域から除外するものです。申請農地面積は1,206㎡です。この計画変更について農業委員の意見を求めます。場所は、第1区夜水集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

各委員

水利の問題は大丈夫ですか。

こども園の周辺道路は交通量も多く、これから送迎車も多いと思いますので住環境について地元へ説明をしたほうが良いと思います。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、その他（１）２番を終わります。

次に、その他（２）令和4年度春期農作業賃金標準賃金について事務局から説明をお願いします。

事務局 その他（２）

この件につきましては、毎年春と秋の２回、農作業標準賃金を算定し、農業委員会の承認をいただいた後、参考価格として公表しております。額については、油類の価格及び近代化資金貸付利率の変動に伴って上下しますが、今回は油類の値上がりに伴い金額を値上げしています。

委員会で承認をいただきましたら、6月1日の広報に掲載したいと思います。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。  
意見がないようですので、その他について、承認される方の挙手を求めます。  
以上、本日の議題は終了しましたが、全体を通して何か意見はありませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和4年5月6日

署名人

議 長

委 員

委 員